熊谷スマートシティ推進協議会規約

（名称）

第１条　本会は、熊谷スマートシティ推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、熊谷市及び地域が、抱える諸課題に対して、ＩＣＴ等の新技術を活用し持続可能な都市または地区となり、発展するため公・民・学が連携したまちづくりを実践することを目的とする。

（事業）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

⑴　スマートシティの実現に向けた計画（以下「推進計画」という。）の策定及び推進に関すること

⑵　推進計画に位置付けたＩＣＴ等の新技術の実装に関すること

⑶　事業の実装に関する住民参画の促進に関すること

⑷　その他、協議会の目的達成に必要な事業の実施に関すること

（組織）

第４条　協議会は、第２条に掲げる目的に賛同し、活動を推進する企業、大学、団体、地方公共団体等（以下「会員」という。）により組織する。

２　会員は、代表者又は代表者の推薦を受けた者（以下「 委員 」という。）を定めることとする。

３　協議会において新たな会員を入会させる場合は、総会において決するものとする。

４　協議会を退会しようとするときは、会長に申し出るものとする。

（役員及び任期）

第５条　協議会に、次の役員を置く。

⑴　会長　１名

⑵　副会長　若干名

⑶　幹事　若干名

⑷　監事　１名

⑸　参与　若干名

２　役員は、第４条第１項の委員の中から委員の互選により選出する。

３　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（役員の職務）

第６条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

３　幹事は、協議会の業務における委員間の意見を集約する。

４　監事は、協議会の会計を監査する。

（総会）

第７条　総会は、会員をもって構成し、会長が招集する。

２　総会は、協議会の運営に関する重要事項について審議する。

３　総会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

５　総会は、必要に応じて書面で行うことができる。

（幹事会）

第８条　幹事会は、会長、副会長、幹事及び監事をもって構成し、会長が招集する。

２　幹事会は、協議会の運営に関する事項（前条第２項に規定する重要事項を除く。）について審議する。

３　幹事会の審議に関し必要な事項は、別に定める。

（部会）

第９条　第３条に規定する事業の実施のため、協議会に部会を設置することができる。

２　部会の構成員は、委員又は委員の推薦を受けた者をもって充てる。

（参与）

第１０条　協議会に参与を置くことができる。

２　参与は、会員のうち会長が選任することができる。

（事務局）

第１１条　協議会の事務を処理するため、熊谷市役所内に事務局を置き、会員の協力を得て進める。

（事業年度）

第１２条　協議会の事業年度は、毎年４月１日から翌年の３月末日までとする。

（経費）

第１３条　協議会の事業を行うための必要な経費に充てるため、総会において決するところにより、会費を徴収することができる。

（機密保持）

第１４条　会員は、協議会の活動において別の会員から秘密の旨指定を受けて開示を受けた情報（以下「秘密情報」という。）を、協議会の活動期間中及び退会後５年の間、協議会の活動以外の目的に使用せず、かつ、開示を行った会員（以下「開示者」という。）の事前の承諾なく会員以外の第三者に開示又は漏洩等してはならない。

２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当することを、開示を受けた会員（以下「被開示者」という。）が証明し得る場合は適用されない。

⑴　知得する以前に既に公知となっている場合

⑵　知得する以前に自ら取得した場合
⑶　第三者から守秘義務を負わずに入手した場合
⑷　知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合
⑸　開示者の秘密情報によらずに独自に開発した場合

３　被開示者は、秘密情報の管理に関し必要な措置を講じるものとし、次の場合においては、秘密情報として開示者の指定を受けた資料を、遅滞なく開示者に返還し、又は廃棄するものとする。
⑴　協議会を退会したとき
⑵　当該資料が不要となったとき
⑶　その他開示者からの求めがなされたとき

４　第１項の規定にかかわらず、被開示者は、親子兄弟会社、グループ会社その他組織の構成上被開示者と不可分な関係を有する者（以下「親子兄弟会社等」という。）に対して、協議会の活動のために合理的に必要な範囲に限り、開示者の事前の承諾なく秘密情報を開示することができる。この場合、当該親子兄弟会社等は、本条に定める被開示者の義務と同等の義務を、被開示者と連座し負うものとする。

（知的財産権等）

第１５条　第３条に規定する事業によって生ずる可能性のある知的財産権等の帰属については、別途会員間であらかじめ書面をもって明確にする。

（雑則）

第１６条　この規約に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規約は、令和２年３月２６日から施行する。